

# 環境保全協定書の作成方法について

## 1 はじめに

### (1) 環境保全協定とは

産業廃棄物処理施設の設置、維持管理等にあたって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、法令の規定基準を補完し、地域に応じた環境保全の目標値の設定、具体的な対策の明示などについて、当該施設の設置等に関し生活環境保全上の利害関係を有する関係住民等と事業計画者が取り交わす約束事項です。

### (2) 環境保全協定の内容

個別具体的な公害防止対策の内容、自主的基準値の設定及び測定、操業時間の取り決め並びに事故時の措置の内容等について盛り込まれることが一般的ですが、関係住民等と事業計画者が相互に対等な立場で結ぶ約束事項であり、地域の実情や産業廃棄物処理施設の内容により様々です。どのようなことを取り決めるかは当事者間の話し合いによります。

### (3) 環境保全協定の効果

環境保全協定を結ぶことにより、法律や条例では規定することができない事項についても、事業計画者の任意の協力で実現することが可能となり、地域の実態に即した環境保全が図られることになるだけでなく、関係住民等と事業計画者が信頼感に基づき良好な関係を築くことにもつながります。

## 2 環境保全協定書（作成例）について

一般的に取り決められることが想定される事項について、次のとおり作成例として示します。協定の内容は当事者間の話し合いで決めることですので、必ずしもこのとおりに作らなければならないということはありません。

## 環境保全協定書（作成例）

〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△株式会社（以下「乙」という。）は、乙がさいたま市◇◇◇に設置する産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）において行う産業廃棄物の（中間処分・最終処分・積替え保管）の業務に伴う周辺地域の環境保全に関し、次のとおり環境保全協定書を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、さいたま市◇◇◇地区の良好な環境の保全を図り、乙の業務に伴い公害が生じることを未然に防止するとともに、地域の生活環境を保全し、甲、乙間の相互理解を深め、協調・信頼関係を強化するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （責務）

第2条 甲及び乙は、法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実にこの協定の各条項の履行に努めるものとする。

### （公害防止等の基本理念）

第3条 乙は、業務に伴い公害を発生させないこと及び周辺地域の生活環境を保全することを基本理念として、常に適切な措置を講じるものとする。

### （取り扱う産業廃棄物等）

第4条 乙が取り扱う産業廃棄物の種類は、○、○、及び○とし、当該処理品目ごとの処理方法、処理施設ごとの処理能力及び1日あたりの処理量（積替え保管量）は、・・・とする。

### （環境影響の自主測定）

第5条 乙は、その事業活動に関連して発生する排出ガス、排出水、粉じん、騒音、振動及び悪臭（以下、「排出ガス等」という。）について、適切に管理するものとする。

2 乙は、前項の規定を遵守するため、排出ガス等の測定（以下「自主測定」という。）を少なくとも年○回、○月以上の間隔をおいて実施する。

3 乙は、自主測定に関し、甲と協議の上、測定項目、管理目標値及び測定頻度等について定めた基準書（第7条において単に「基準書」という。）を作成し、甲に交付するものとする。

4 乙は、自主測定を行ったときは、直ちにその結果を甲に報告し、乙のホームペー

ジにおいて公表するものとする。

5 乙は、甲からの請求があったときは、甲又は甲の代理人を自主測定に立会わせるものとする。

6 自主測定は、乙の負担により行うものとする。

(処理業務に関する稼働時間等)

第6条 産業廃棄物の搬入及び処理施設における処理業務（事務に係るものを除く。

）の稼働は、原則として次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物の搬入 午前〇時から午後〇時まで

(2) 産業廃棄物の処理 午前〇時から午後〇時まで

2 次に掲げる乙の休日においては、乙は処理業務を行わないものとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第2項又は同項第3号に規定する休日を含む。）

(3) 12月31日から翌年の1月3日までの日

(4) 8月13日から同月16日までの日

3 産業廃棄物の搬入を行う車両（以下この条において「搬入車両」という。）の1日あたりの最大台数は延べ〇台とする。

4 乙は、午前〇時から〇時まで及び午後〇時から〇時までの間においては、通学路である国（県・市）道〇〇線の〇〇から〇〇までの区間を搬入車両が通行しないよう、適切な措置を講じるものとする。

5 乙は、産業廃棄物を保管するときは、その積み上げ高さを地表から〇m以内とする。

6 乙は、災害により生じた産業廃棄物の処理を行うときその他特段の事情があるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、期間を定めて、産業廃棄物の搬入若しくは処理の時間若しくは搬入車両の1日あたりの最大台数又は産業廃棄物の積み上げ高さを変更することができる。この場合において、乙は、あらかじめ甲に協議するものとする。

7 乙は、産業廃棄物の搬入及び処理に関し、法令に違反する行為が生じないよう、乙の従業員及び関係事業者に対し、教育、指導その他必要な措置を講じるものとする。

8 乙は、処理施設の所在する事業場から粉じん、騒音、悪臭等が発生しないよう、適切な措置を講じるものとする。

(事故時の措置)

第7条 乙は、環境省の示す指針（平成18年12月25日環廃対061215002・環廃

産061215018) に沿って産業廃棄物処理施設事故対応マニュアルを作成し、事業場の備え置くとともに、その写しを甲に交付するものとする。

2 乙は、その処理施設において周辺地域の生活環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事故等が発生した場合は、直ちに生活環境保全上の支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のため必要な措置を講じるとともに、当該事故等の状況及び講じた措置の内容を甲に通知するものとする。

3 前項の規定は、自主測定の結果が基準書で定めた管理目標値を超過したときについて準用する。

(被害補償)

第8条 乙は、業務に起因する公害により、甲の住民の身体又は財産に被害を及ぼしたときは、誠意をもって補償するものとする。

(報告及び立入)

第9条 甲は、公害防止及び周辺地域の生活環境保全のため必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、又は事業場に立ち入ることができるものとする。

2 甲は、前項に規定する報告又は立入により知ることができた乙の営業上の秘密を他に漏らしてはならない。

3 乙は、第1項の規定による立入に協力するものとする。

(苦情への対応)

第10条 乙は、業務について、甲又は甲の住民から苦情があったときは、誠意をもってこれに対応するものとする。

(変更の通知)

第11条 乙は、業務の全部若しくは一部を廃止し、又は取り扱う産業廃棄物の種類若しくは産業廃棄物の処理方法若しくは産業廃棄物処理施設の処理能力を変更しようとするときは、あらかじめその内容について甲に協議するものとする。

(協議会)

第12条 乙は、周辺地域の生活環境に関し、甲と意見交換を行うための連絡協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を、毎年少なくとも1回、定期的  
に開催する。

2 甲は、業務により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると判断したときは、乙に協議会の開催を請求することができる。この場合において、乙は特段の事情があるときを除き、これに応じるものとする。

3 乙は、協議会を開催しようとするときは、開催の日の2週間前までに、協議会の日及び会場を記載した書面を甲に交付するものとする。

4 協議会の開催に要する経費は乙が負担する。ただし、第2項の規定により開催し

たときは、甲乙折半し負担するものとする。

(承継に係る措置)

第13条 乙は、業務または産業廃棄物処理施設の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとするときは、あらかじめ甲と協議するとともに、この協定上の地位及びこの協定の履行により生じた債務を当該第三者に承継させるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 前項に規定する有効期間が満了する日の1月前までに、甲乙いずれからも書面による解約又は変更の申し出がないときは、この協定はさらに〇年継続されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 (住 所) さいたま市〇〇  
(職氏名) 〇〇自治会 代表者 (氏名) 印

乙 (住 所) 〇〇市〇〇  
(職氏名) △△△株式会社 代表取締役 (氏名) 印